

榎が丘小学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月24日策定（令和8年2月改訂）

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義 【いじめ防止対策推進法第2条】

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

これらのことを深く受け止め、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- あらゆる教育活動を通じ、誰もが安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- いじめは、どの学校にも、どの集団にも、どの子どもにも起こる可能性があるという認識に立ち、児童一人ひとりの状況把握と組織的な情報共有に努める。
- いじめは深刻な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめの未然防止・早期解決に向けて組織的に取り組む。
- 学校と保護者・地域は、児童の成長を支えるパートナーであるという基本認識に立ち、家庭、地域、関係諸機関等と連携しながら、児童の健全育成を図る。

(3) 学校いじめ防止基本方針策定の目的

本校の学校教育目標「豊かにかかわり合い、しっかり学ぶ、心身ともに健やかなえのきの子」の達成のためには、学校の中で児童一人ひとりがのびのびと学習活動に取り組むことが必要である。しかし、いじめは学校生活の中での望ましい学習活動を妨げる大きな要因であり、どの学級にも、どの子にも起こる可能性がある、最も身近で深刻な人権侵害案件である。

本校では、このような認識に立ち、いじめを未然に防ぎ、万一発生した場合には早急に対応し解決できるように保護者・地域・関係者との連携を図りながら指導に当たっていく。そのために「いじめ防止基本方針」を策定し、その方針に基づきあらゆる教育活動を通じて「だれもが、安心して、豊かに生活できる学校」づくりに取り組んでいく。

2 学校いじめ防止対策委員会の設置

(1) 委員会の構成

- ・校内に「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- ・「いじめ防止対策委員会」は、管理職、児童支援専任に加え、教務主任、学年主任、養護教諭等の複数の教職員によって構成し、必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

(2) 「いじめ防止対策委員会」の運営

- ・「いじめ防止対策委員会」を常設し、毎月1回定期的に開催する。（定期委員会）
- ・いじめが疑われる事案が発生した際は、直ちに「いじめ防止対策委員会」を開催する。（臨時委員会）
- ・校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。
- ・いじめの未然防止のための組織的な取組の手立てを検討立案する。
- ・重大事態が起こった場合は調査の中核となり、実態解明と解決に向けた対応を検討し実行する。

(3) 「いじめ防止対策委員会」の活動内容

①未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・「学校いじめ防止対策委員会」の活動を児童及び保護者に周知
- ・いじめの防止等に係る学校の窓口や相談先の設置
- ・「いじめ対応情報管理システム」の活用と記録・情報共有

②早期発見・事案対処

- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合やいじめの訴えがあった場合は、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断、時系列に沿った適切な記録・情報共有
- ・いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担等を含む対処方法を決定し、確実に実行
- ・いじめを受けた児童生徒及びその保護者への支援、いじめを行った児童生徒への指導・支援及びその保護者への助言等、いじめが起きた集団への働きかけ等を組織的に実施
- ・いじめの背景にも目を向けた関係機関との連携や、事案に応じた警察への相談や通報

③取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む。）

3 学校教育活動全体と連動したいじめの防止等の取組の年間計画

(1) 校内研修

教職員の人権意識を高め、深い児童理解に基づく教育活動の実現といじめを許さない児童の育成のために、いじめ防止や対応、児童理解、児童支援等についての研修の推進及び充実を図る。

- ・複小スタンダードについての共通理解研修（4月）
- ・児童理解研修（5月・10月・1月）
- ・いじめ防止研修、特別支援教育理解研修（7月）
- ・職員会議での児童支援研修・・・いじめ防止、児童理解、情報共有など（通年）

(2) 地域との連携

- ・民生委員・児童委員との懇話会等の地域との交流の機会を活用して、いじめ問題等の学校が抱える課題を共有し、地域全体で解決していく環境づくりを推進する。
- ・「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページで公開する。

(3) 取組の年間計画

取組内容	
4月	年間計画と重点指導内容などの確認 児童引継ぎ 榎小スタンダードについての共通理解研修
5月	いじめ解決一斉キャンペーン① いじめ早期発見のための記名式アンケート・教育相談① YPアセスメント実施① 児童理解研修
6月	学校コンサルテーション
7月	横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い） SOS の出し方プログラム いじめ防止研修・特別支援教育理解研修 YP アセスメント研修（学級風土チェック表の見方）
8・9月	専任教諭夏季研修に基づく校内研修 横浜子ども会議（区での話し合い）
10月	児童理解研修・人権研修
11月	いじめアンケート YP アセスメント実施② 情報モラル出前授業（3，5年生）
12月	人権週間の取り組み いじめ解決一斉キャンペーン② いじめ早期発見のための無記名式アンケート・教育相談② YP アセスメント研修（プログラム）
1月	児童理解研修
2月	年度の振り返り（成果と課題の確認）
3月	次年度の計画立案
《年間を通した取組》 ○横浜プログラム実施 ○たてわり活動など異学年との交流 ○子ども会議など児童の主体的な活動 ○いじめ防止対策委員会（月1回・随時） ○児童支援部会、職員会議等での情報共有 ○スクールカウンセラーによる相談 ○相談ポスト ○一人一台端末からの相談	

4 基本的な対応方針

(1) いじめ未然防止

児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で、主体的に学習活動に参加・活躍できるような授業づくり・集団づくりに取り組むとともに、児童がいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会を作ることができるよう支援する。そのためにも、次に示す取組を年間を通して計画的に実施する。

- ・重点研究の推進による授業づくり
- ・年間を通した計画的な異学年交流
- ・道徳教育、人権教育の充実
- ・「榎小スタンダード」に基づく一貫した児童指導
- ・Y-Pアセスメント、子どもの社会的スキル横浜プログラム(通年)の活用
- ・児童による主体的な活動の推進
- ②各委員会を中心としたいじめ防止の取組の実施（通年）
- ①運営委員会・福祉委員会などを中心とした人権への取組（12月「人権週間」）
 - ・情報モラル教育の推進（高学年は年間1度の情報モラルの授業を実施【3，5年は出前授業】等）

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目につみにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきににくく判断しにくい形で行われることが多い。そのことを認識し、その兆候を早い段階で認知することが重要である。そのため、日頃から児童の見守りや児童との信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号等を見逃さないようアンテナを高く持ち、いじめの早期発見に努める。さらに、児童の示す小さな変化、信号を感じたときは、速やかに職員間で情報を共有し組織的な対応を行う。

- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり
 - ②毎月行う「いじめ防止対策委員会」において各学年の様子について情報交換する。
 - ①各学年及び低中高ブロックにおいて、いじめ防止・児童理解等のための情報共有を行う。
 - ③児童支援専任による教室巡回や気になる児童の様子についての情報収集を行う。
- ・いじめ解決一斉キャンペーン(5月・12月)の実施（アンケート・子ども面談）
- ・担任や児童支援専任等による児童への教育相談の実施
- ・相談ポストの設置

- ・一人一台端末からの相談
- ・「インターネットを通じたいじめ」への対処及び情報モラルの推進

(3) いじめに対する措置

- ・いじめ対応情報管理システム等を活用した記録・情報共有、対応方針の決定
- ・いじめを受けた児童生徒及びその保護者に寄り添った対応
- ・いじめが解消に至るまでの支援内容や教職員の役割分担
- ・いじめを行った児童生徒への指導・支援や保護者への対応等、組織的な再発防止策
- ・事案に応じた警察への相談又は通報
- ・いじめが起きた集団への働きかけによる、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる集団づくりのための指導

(4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている状態とする。

《いじめ解消の要件》

- ①いじめの行為が少なくとも3ヶ月（目安）止んでいること
- ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

※担任及び児童支援専任は、被害児童及び加害児童の人間関係を含む学校生活の様子を経過観察しながら、被害児童及びその保護者に対し、安心して学校生活を送れていることを、3ヶ月を目安に面談等で確認する。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

(2) 発生の報告

重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

(3) 調査・対応

- ・「いじめ防止対策委員会」が中心となり、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るために調査を行い、事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。
- ・いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、適宜・適切に説明する。説明に当たっては、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・いじめを行った児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、適宜・適切に説明する。説明に当たっては、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・調査結果については、教育委員会に報告する。

6 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組などの見直しを行う（PDCA サイクルの実行を含む）。必要がある場合は、「横浜市いじめ防止基本方針」を基に見直しを検討し、措置を講じる。

7 その他

いじめにあったり、いじめを見かけたり、いじめの情報を耳にしたりしたときには、悩むことなく学校に相談してください。【☎ 榎が丘小学校 983-1067】

《学校以外にも相談窓口があります。》

相談機関	電話番号
一般教育相談 (横浜市教育総合相談センター)	045-671-3726
いじめ110番 (横浜市教育総合相談センター)	0120-671-388
横浜いのちの電話 (365日 24時間)	045-335-4343
電話児童相談室	045-260-4152
横浜市青少年相談センター	045-260-6615

相談機関	電話番号
子ども家庭支援相談 (青葉区福祉保健センター)	045-978-2460
北部児童相談所 (青葉区にお住まいの方)	045-948-2441
子どもの人権110番 (法務省・法務局)	0120-007-110
24時間いじめ相談ダイヤル (文部科学省)	0570-0-78310